

令和元年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月27日 木曜日 13時30分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 13名

職 名	議席番号	氏 名	職 名	議席番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	職務代理者	8 番	日笠山 隆
委 員	1 番	上妻 力	委 員	2 番	中村 正幸
〃	3 番	深田 広文	〃	5 番	羽生 友保
〃	6 番	杉 為昭	〃	7 番	鮫島 繁樹
〃	9 番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	欠席	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 1名 13番 石寺 政和

5. 日 程 表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3 議案第8号 農地法第5条の規定による許可について

日程第4 議案第9号 非農地証明について

日程第5 議案第10号 あっせんについて

日程第6 議案第11号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	お疲れさまでございます。 定刻を若干過ぎておりますけども、開会の前に御報告を申し上げます。 本日は13番の石寺委員より欠席の届けが提出をされております。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより、令和元年6月、西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たりまして会長にごあいさつとその後の議事進行までよろしく願いをいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	それで、ただいまより、令和元年6月の定例総会を開会いたします。 日程のほうは配付しております議事日程のとおりです。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 11番岩本委員、12番河本委員を指名いたします。
日程第2 議案第7号	議長	それでは、ただいまより議案審議に入ります。日程第2、議案第7号「農地法第3条に規定する許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
	事務局	日程第2、議案第7号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。 資料は1ページから2ページです。 今月は賃借権設定3件、所有権移転2件、合計5件の申請がありました。 1ページから2ページをお開きください。 1番です。現和西俣地区です。台帳現況地目、畑の13筆で合計面積17,323を賃借により5年間借り受けるものです。 2番です。立山野木地区です。台帳現況地目、畑の2筆で合計面積894平米を贈与により所有権移転するものです。 3番です。国上湊地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積1,217平米を賃借により5年間借り受けるものです。 4番です。国上湊地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積1,346平米を賃借により5年間借り受けるものです。 5番です。安納軍場地区です。台帳現況地目田の2筆で、合計面積3,907平米を贈与により所有権移転するものです。 以上、1番から5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続きまして担当委員のほうから順次報告をお願いいたします。
	7番委員	7番です。番号1について報告をいたします。 6月23日、譲受人立ち会いのもと、現地確認をいたしました。譲受人は、現在、鴨女町在住の新規就農を目指す夫婦でございます。 譲受人の妻の実家が専業農家であり、一緒に安納イモ・ジャガイモ野菜等を作付けし、JA出荷並びにネット販売等を手伝う新規就農者でございます。 譲渡人は、高齢ということで、今回の申請に至ったようでご

	<p>ざいます。</p> <p>譲受人は、このたびの認定農家の申請をしているとのことで、今後期待が持てる農家ではないかと思えます。</p> <p>なお、機械類も妻の実家に一式そろっており、申請地も同じ集落にありますので、何ら問題ないと思えます。</p> <p>譲渡人と面談の上、確認をとっております。以上双方確認の上、許可相当と考えます。以上でございます。</p>
9番委員	<p>9番です。番号2について報告いたします。</p> <p>6月23日譲渡人、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。</p> <p>譲受人は、立山在住で、主にさとうきびを栽培しております。今回の申請理由ですけれども、贈与となっております。</p> <p>この件に関して、理由ですが、数年前に実施された地籍調査まで遡ります。</p> <p>当時、この申請農地は譲受人名義だったそうです。そして、譲渡人が譲受人から、申請農地の隣の農地をその当時購入されました。</p> <p>そして、その時期が地籍調査と重なったこともあって、その有無を地籍調査員に話したところ、なぜか、地籍調査後、購入した農地以外の農地も譲渡人の名義になっていたそうです。</p> <p>ですので、今回の申請理由といたしまして、名義を元の名義に戻すということが、今回の申請理由となっております。</p> <p>そして双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
12番委員	<p>12番です。3番4番について報告します。</p> <p>譲渡人が同じですので、まとめて説明します。</p> <p>6月25日4時ごろ譲受人立ち会いのもと、推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>確認したところ、荒らさないため、無償で借りてくれないかと言われ、3番の譲受人も4番の譲受人も、申請書の内容も借賃も面積も確認せず印鑑を押したということでした。</p> <p>3番は、実質的には600平米ぐらいの農地しかありませんでした。4番もまた、1,100平米ぐらいでしたので、ちょっと高いなということで、3番を大体、3,000円ぐらい、4番を8,000円ぐらいなら借りてもいいということでしたので、譲渡人と相談してき賃借は、安くしております。</p> <p>また3番の譲受人は、肉用牛の繁殖をしている農家です。</p> <p>現地には牧草を作っていました。4番の譲受人は、キビ・サツマイモ・スナップエンドウ等幅広く耕作している農家の方です。現地にはもうキビが植えてありました。</p> <p>双方とも機械ともそろっており、何ら問題はないと思えます。</p> <p>譲渡人には、26日に自宅に行つて確認をとりました。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>24日昨日、推進委員と現地確認及び聞き取りを行いました。</p>
14番委員	<p>14番です。番号5につきまして、報告をいたします。</p> <p>6月23日に譲受人、立ち会いのもと、現地で確認をいたしております。</p> <p>譲渡人・譲受人は親子関係にあり、子への贈与ということになっております。</p> <p>農地の場所といたしましては、高崎酒造近くの田であります。現在は、水稻を植え付けております。</p> <p>双方確認いたしまして、申請どおり間違いありませんでした。</p>

		以上です。
	議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局、また、担当委員のほうから報告がありました。この件について皆さんのほうから何か質疑がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑無し)</p>
	議長	<p>無いようですので、質疑を終了して採決のほうに入ります。ただいまから議案7号「農地法第3条の規定による許可について」採決をいたします。</p> <p>許可することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致で賛成でありますので、本案は許可することに決定をいたします。</p>
日程第3 議案第8号	議長	<p>続きまして日程第3、議案第8号、「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>説明に入る前に訂正があります。</p> <p>3ページから4ページで調査委員長の名前に石寺委員の名前がございしますが、合同現地調査に同行できないとのことで、上妻委員のほうに同行いただきましたので、石寺委員を上妻委員のほうに訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページです。</p> <p>1番です。申請地は榕城野首地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積153平米であります。</p> <p>申請理由は、譲受人は住宅を取得予定だが、一方向よりの進入路しかなく、利便性向上のため、新たに通行路を新設したいとのことです。</p> <p>土地の条件は、農振農用地区域外であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当すると判断されます。</p> <p>周辺は宅地や道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われます。</p> <p>また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。</p> <p>2番です。申請地は、下西上石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積173平米であります。</p> <p>申請理由は、「譲受人は、申請地に隣接する土地に駐車場を設置すべく施工中であるが、駐車場の利便性を高めるため、申請地を求め、公道からの進入通行路を設けたい」とのことです。</p> <p>土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ha未満の住宅が連担する区域に近接することから、第2種農地の市街地近接農地に該当すると判断されます。</p> <p>周辺は自己所有の自動車学校と畑、山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われます。</p> <p>また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。</p>

	<p>以上で説明を終わります。委員の皆様御審議のほどよろしく お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明報告 ありました本案につきましては、調査委員において現地調査が行 われております。</p> <p>調査委員長、調査委員の皆様、お疲れさまでございました。 それでは、調査委員長の報告、またその後に、担当委員のほう から補足があれば説明を求めます。まず調査委員長よろしくお 願いします。</p>
14番委員	<p>14番です。昨日、1番委員の上妻委員、事務局より2名、 そして、担当委員案内人のもと、調査をいたしましたので報告 をいたします。</p> <p>まず、番号1、「農地法第5条の規定による許可について」 の番号1、スライドに映っておりますが、申請人である譲受人 の自宅が今映っている家の奥のほうにあります。</p> <p>この家を購入するというときに、その土地を名義変更しよう としたところ、農地153平米が含まれていたということで、 今回、転用ということで申請がなされたところです。</p> <p>この農地に関しては以前から通行路として、使っていたとい うことで、砂利等が敷設とされており、農地に復旧すること というのは難しいところでありました。</p> <p>本人に確認いたしまして、周辺に農地もありませんし、許可 相当であるということで意見の一致を見たところです。</p> <p>番号2につきましては、種子島自動車学校の従業員駐車場、 現在施工中であります。平成29年に5条申請、転用という ことで、当農業委員会の許可を受けた、土地であります。</p> <p>その駐車場の利便性を高めるために、申請地を求め、公道か らの進入通行路を設けたいということでの申請理由でありまし た。173平米ですが、申請地を分筆して、今回、道路通行路 を新設するというところであります。</p> <p>周辺農地にも側溝等通っておりまして、別段、問題はないだ ろうということで、許可相当であるということで意見の一致を 見たところです。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。担当委員のほうから何か補足説明 があったらお願いします。</p>
5番委員	<p>5番委員です。委員長報告のとおりであります。</p> <p>何でこんなところに農地があるのかという印象もありまし た。以上です。</p>
担当推進 委員	<p>担当推進委員ですが、番号2のほうは、調査委員長から報告 があったとおり、間違いございません。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま調査委員長、また 担当委員のほうから説明報告がありました。この案件について、 何か質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。</p>
	<p>(質疑無し)</p>
議長	<p>それでは無いようですので、議案第8号を採決いたします。 「農地法第5条の規定による許可について」、原案どおり承認 することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致で賛成でありますので、本案は承認することに決</p>

		定いたしました。
日程第4 議案第9号	議長	続きますして日程第4、議案第9号「非農地証明について」を議題といたします。事務局、議案説明をお願いします。
	事務局	説明に入る前に訂正がありますが、整理番号2番については、本人の申し出により取り下げとなりましたので、削除のほうをすいませんが、よろしくお願いたします。 それでは、日程第4、議案第9号「非農地証明について」を説明いたします。 資料は4ページです。 1番です。国上寺之門地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 3番です。現和浅川地区です。台帳地目は田ですが、昭和52年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 4番です。住吉能野里地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年ごろから耕作せず、現在宅地となっております。交付基準2に基づいた申請です。 以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局のほうから説明報告がありました。この件につきましても、先日、現地調査が行われております。 調査委員の報告をお願いします。
	14番委員	14番です。 非農地に関しましても、先日、調査をいたしましたので報告いたします。 今スライドに映っている部分は写真1の部分は、2段目にありますが、472平米、のほうの申請地であります。見てのとおり、もう何十年もつくってない、雑木が繁茂し、入り口もないようなところでありまして、案内人に昔は何をつくっていたのかと聞いてみると、ちょっとわからないという返事がきました。それぐらいにだいた耕作していない農地でした。 もう復旧は到底無理だろうということで、これは許可相当であるということで、調査委員の意見の一致を見たところでした。 続きますして、場所は国上寺之門の赤丸というところだそうです。ここですね、見てのとおり、奥に建っているのは鶏舎で、これはもう何十年も使ってないということでありました。 地積が1,316平米ということですが、途中まで車で行ってあと1キロぐらい歩いて、やっとここにたどり着いたというところでありました。 見ての通り到底、農道もありませんし、農地への復旧というのは難しいということで、許可相当であるということで意見の一致を見たところでした。 続きますして、3番、先月もこの場所が出ましたが、現和の浅川の海岸線にある農道です。事務局に聞いたら、平成27年に荒廃農地の非農地判断ということで、この一帯を判断したようですが、そのときには、ここは証明願が出てなかったということで、今回、申請があったところでした。82平米と、大変狭いところでありまして、この一帯の隅、もちろん水もないという

		<p>ことで、到底農地への復旧は難しいであろうということで、許可相当であるということで意見の一致を見たところです。</p> <p>続きまして、4番です。</p> <p>場所が能野里、ちょうど濱上商店を過ぎて、すぐ左の山手のほうに上がったところの場所です。ここは焼き物する窯元の方が今使っているところで、平成元年ごろに、この建物を建てたそうです。今見える建物が店舗のようになっておりまして、反対側に窯があります。</p> <p>平成元年ごろから、これを立てて、30年以上経つということで、交付基準2に該当するということがありますので、調査委員の意見としては、許可相当であるということで意見の一致を見たところです。</p> <p>以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当委員のほうから何か補足があったらよろしくお願いします。</p>
	8番委員	<p>8番です。1番について、調査委員長の言われたとおりで間違いありません。よろしくお願いします。</p>
	2番委員	<p>2番です。2番、3番について、先ほど調査委員長のおっしゃったとおりです。許可相当と考えます。以上です。</p>
	3番委員	<p>3番です。4番について、先ほど委員長の報告のとおり、許可相当と考えております。以上です。</p>
	議長	<p>はい、ありがとうございます。それではただいまから審議に入ります。ただいまの案件で説明報告に対しまして何か質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑無し)</p>
	議長	<p>無いようですので、議案第9号を採決いたします。</p> <p>「非農地証明について」原案どおり承認することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致で賛成ですので本案は承認することに決定をいたします。</p>
日程第5 議案第10号	議長	<p>続きまして、日程第5、議案第10号「あっせんについて」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>説明に入る前に訂正があります。5ページの整理番号1番については、借り主が決まりましたので、あっせん完了ということで、ご承知方よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは日程第5、議案第10号「あっせんについて」を説明いたします。資料は5ページから6ページです。</p> <p>2番、「貸したい」の申し出です。場所は国上桜園地区です。希望賃借料は年間25,000円をお願いしたいとのことです。あっせんにつきましては、8番日笠山委員と12番河本委員をお願いいたします。</p> <p>3番、「貸したい」の申し出です。場所は立山御牧地区です。希望賃借料は、1反歩当たり年間10,000円をお願いしたいということです。あっせんにつきましては、9番牛越委員と、11番岩本委員をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。皆さんのほうからこのあっせん物件について何か質問のある方は挙手をお願いします。</p>

		(質疑無し)
	議長	無いようですので、あつせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。
日程第6 議案第11号	議長	続きまして日程第6、議案第11号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。 事務局議案説明を求めます。
	事務局	日程第6、議案第11号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。 まず初めに、利用権の設定を説明いたします。7ページをお開きください。 1段目です。期間が令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間、地目畑、面積3,017平米、合計面積3,017平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。内訳については8ページを、詳細については9ページをご覧ください。 続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。 10ページをお開きください。 1段目です。期間が令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間、地目田、面積3,372平米、合計面積3,372平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。 2段目です。期間が令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間、地目畑、面積26,834平米、利用権の設定をする者4人、受ける者の1人です。 内訳については11ページを詳細については12ページから16ページをごらんください。 以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。 委員の皆様、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。
	議長	はい、ありがとうございます。 ただいま、事務局のほうから説明がありました。経営基盤強化法に基づく利用権設定、整理番号1番について、担当委員のほうからの報告をお願いします。
	12番委員	12番です。 整理番号1について説明します。 6月25日、借り人立会いのもと推進委員と現地確認を行いました。 借り人は酪農している農家の方です。以前から借りていて、今回更新となっています。 現地には、飼料用トウモロコシを作っていました。 貸し人の方には電話で確認をとり、双方確認の結果を何ら問題はなく、許可相当と考えます。以上です。
	議長	それでは、ただいまの件について審議にあります。ただいまの説明報告に対しまして質疑御意見のある方は挙手をお願いします。
		(質疑無し)
	議長	無いようですので採決をいたします。 「農用地利用集積計画策定に係る意見について」、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	はい、ありがとうございます。 全員の賛成ですので、本案は承認することに決定いたしました。

		た。 以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。
4. その他	会長	次は、その他であります。事務局のほうから何か。
	事務局	(7月のスケジュールについて、資料により説明) (農地状況調査における委員の質問について回答)
	会長	他に皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	無いようですので、6月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

15時02分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 _____ (印)

西之表市農業委員会 11 番委員 _____ (印)

西之表市農業委員会 12 番委員 _____ (印)